

教育実習の実施について

三重県立稲葉特別支援学校

本校における教育実習は、特別支援学校教諭免許状の取得を目指す者を対象として、次の要領で実施します。

1 実習時期及び期間

- (1) 原則として、9月から11月の内の本校が指定する2週間とする。
- (2) 実習年度の4月に決定し、実習生及び大学等に通知する。

2 受入対象

- (1) 津市に居住又は帰省先を有し、大学等に在籍する者とする。
- (2) 教員採用試験の受験を予定している者とする。

3 受入人数及び学部

原則として、各年度4名までとし受入学部は本校が指定する。

4 申込期間

実習希望年度の前年の4月1日から5月31日までとする。ただし、受け入れ状況に応じて早期に締め切ることがある。

5 申込方法

(1) 個人で申し込む場合

申込期間中に教頭に電話で連絡した後に、教育実習申込書（本校ホームページからダウンロード可）を郵送で提出する。

(2) 大学から一括して申し込む場合

大学から教頭に電話で連絡した後に、各教育実習希望者が教育実習申込書を郵送で提出する。

6 内定及び決定

- (1) 教育実習申込書を審議し、6月末に次年度教育実習生を内定する。
- (2) 実習年度（又はその前年度末）における大学からの正式な依頼を本校が承諾することで正式決定とし、実習期間もこの時に決定する。

7 その他

- (1) 原則として、通学は公共交通機関、自転車又は徒歩によるものとする。
- (2) 学校が指定する期日に行うオリエンテーションに参加する。
- (3) 教育実習において知り得た児童生徒の個人情報に対する守秘義務を遵守する。